

## 売上高等の比較について

セーフティネット保証4号の認定における売上高等の比較は、災害・事象等が発生した直前同期の売上高等と比較することとしておりますが、新型コロナウイルス感染症に起因する場合の比較にあたっては、以下の注意事項をご確認ください。

なお、以下の取扱いは、セーフティネット保証5号においても同様とします。ただし、5号認定において、最近3ヵ月間の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較することとします。

<注意事項> ★：影響が発生し始めた月 ◎：最近1ヵ月 ●：◎の後2ヵ月

### <注意1>

新型コロナウイルス感染症の影響が発生し始めた令和2年2月以降の月の売上高等は比較対象に入りません。原則として同感染症の影響を受ける直前同期と比較することになります。

例)「最近1ヵ月」が令和5年6月、感染症の影響が発生し始めたのが令和2年6月の場合

比較対象年・月										直近月			
令和元年				令和2年						令和5年			
6	7	8	～	6	7	8	～	9	～	6	7	8	～
◎	●	●		★						◎	●	●	

原則として、コロナの影響を受ける直前の同期と比較する。

コロナの影響を受けた後の令和2年6月・7月・8月は比較対象とすることはできない。

**<注意2>**

ただし、同感染症の影響を受けた時期は事業者によって異なることから、前年同期よりも後に影響を受けた場合は、前年同期と比較します。

例) 「最近1ヵ月」が令和5年6月、感染症の影響が発生し始めたのが令和4年12月の場合

比較対象年・月					直近月			
令和4年					令和5年			
6	7	8	～	12	6	7	8	～
◎	●	●		★	◎	●	●	

コロナの影響を受けたのが前年同期より後のため、前年と比較する。

例) R4年12月から材料の輸入先である海外でコロナが発生→販売数・売上減少

**<注意3>**

最近1ヵ月の後、2ヵ月を含む3ヵ月の前年等同期のいずれかの月が同感染症の影響を受けた期間に含まれる場合、当該月に代えて同感染症の影響を受ける直前同期の月を比較対象とします。

例) 「最近1ヵ月」が令和5年6月、感染症の影響が発生し始めたのが令和2年8月の場合

比較対象年・月										直近月			
令和元年				令和2年						令和5年			
6	7	8	～	6	7	8	～	9	～	6	7	8	～
		●		◎	●	★				◎	●	●	

コロナの影響を受けた後の令和2年8月に代えて、令和元年8月を比較対象月とする。

<注意4（セーフティネット5号）>

最近3ヵ月間の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較します。

例)「最近1ヵ月」が令和5年6月、感染症の影響が発生し始めたのが令和4年5月の場合

比較対象年・月						直近月			
令和4年						令和5年			
5	6	7	8	9	～	6	7	8	～
★	◎	●	●			◎	●	●	

通常、コロナの影響を受けた後の時期を比較対象にはできない。

ただし、セーフティネット保証5号において最近3ヵ月間の売上高等と比較する場合は、同感染症の影響を受けた時期によらず前年同期と比較する。